

江南市地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

制定令和6年1月1日

(設置)

第1条 江南市地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認める事項

(運賃料金協議会の構成員)

第3条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 愛知県知事の指名する職員
- (3) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者
- (4) 愛知運輸支局長の指名する職員
- (5) 利用者の代表者（区長代表又は老人クラブ連合会代表）
- (6) その他運賃料金協議会で必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運賃料金協議会の運営)

第5条 運賃料金協議会に会長及び副会長をおき、会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 運賃料金協議会の会議は会長が招集し、議長となる。

5 運賃料金協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

6 委員は、事故その他やむを得ない事由により、運賃料金協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

7 運賃料金協議会の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議

長の決するところとする。

- 8 運賃料金協議会の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、会議に諮って公開しないことができる。
 - (1) 江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。
- 9 運賃料金協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面開催）

- 第6条 会長は、緊急を要する事項又は会長が必要と認めたものについては、事業の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- 2 前項の場合において、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

（傍聴）

- 第7条 運賃料金協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議が開始される5分前までに、江南市地域公共交通運賃料金協議会傍聴人受付簿（様式第1）に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。
- 2 議長は、傍聴人が、会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき、その他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。
 - 3 議長は、会議室の状況を勘案し、傍聴しようとする者の入室を制限し、又は入室中の傍聴人を退室させることができる。

（庶務）

- 第8条 運賃料金協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（協議結果の取扱い）

- 第9条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。
- 2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、江南市地域公共交通会議に報告する。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

年 月 日

江南市地域公共交通運賃料金協議会傍聴人受付簿

整理番号 _____

氏 名	年 齢	住 所